

規制影響分析書

「認定職業訓練の認定制度の創設等」について

平成23年2月

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課(土屋喜久課長) [主管部局]

職業能力開発局総務課(井上真課長) [関係部局]

政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

【政策体系】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標 4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

施策中目標 1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標 1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

施策中目標 1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

現下の雇用失業情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。労働市場においては、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正規労働者が雇用者に占める割合が3割を超え、失業者に占める長期失業者の割合も、すう勢的には上昇しています。

このような雇用失業情勢を踏まえ、特に非正規労働者に対するセーフティネット強化のため、平成21年、22年に雇用保険法（昭和49年法律第116号）を改正し、雇用保険の適用範囲の拡大や、受給資格要件の緩和等を行ってきましたが、短期で離職することにより受給資格を満たさない者、受給期間が終了しても再就職できない者が依然存在します。さらに、週20時間未満の短時間労働者や自営廃業者等雇用保険の適用にならない者も存在します。

一方、失業後に再就職できない等により生活に困窮した場合、最後のセーフティネットとして生活保護制度がありますが、同制度においては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を受け、最低

限度の生活を保障されるという制度の趣旨から、利用し得る資産、能力等すべてを活用した上で、それでもなお困窮していなければ、対象にはなりません。

このため、雇用保険と生活保護の間にあるセーフティネットが必要であり、政府は、平成21年度から、雇用保険を受給できない者（非正規労働者であった離職者、長期失業者など）等に対する新たなセーフティネットとして、緊急人材育成・就職支援基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行うことを内容とした緊急人材育成支援事業を実施していますが、同事業は緊急の時限措置であり、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては「『第二セーフティネット』の整備（求職者支援制度の創設等）や雇用保険制度の機能強化に取り組む」とされ、恒久制度としての求職者支援制度の創設は平成23年度に実施すべきとされたところです。

このように、非正規労働者への新たなセーフティネットを恒久制度とした求職者支援制度（雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、当該求職者の就職に必要な基礎的及び実践的な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保するとともに、当該求職者が一定の要件を満たす場合には、その訓練期間中の生活を支援するための給付を支給し、あわせて、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、当該求職者の早期の就職を支援する制度）を創設することは、今すぐに実施すべき最重要課題であり、このため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律を制定することとしています。

（現状・問題分析に関連する指標）

	指標	H17	H18	H19	H20	H21
1	失業率	4.4%	4.1%	3.9%	4.0%	5.1%
2	有効求人倍率	0.95倍	1.06倍	1.04倍	0.88倍	0.47倍
3	役員を除く 雇用者に占める 非正規労働者の割合	32.6%	33.0%	33.5%	34.1%	33.7%
4	失業者に占める 長期失業者の割合	33.0%	33.0%	32.7%	33.2%	28.7%

（調査名・資料出所、備考等）

1は、総務省「労働力調査（基本集計）」。3・4は、総務省「労働力調査（詳細集計）」。

2は、厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

（1）内容・目的

求職者支援制度の創設に当たり、次のような認定制度等を設けることとしています。

厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、厚生労働大臣が策定する職業訓練実施計画に照らして適切なものであること、就職に必要な技能や知識を十

分に有していない者の職業能力の開発等を図るために効果的なものであること、その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができるものとします。この認定に係る職業訓練を認定職業訓練といいます。

厚生労働大臣は、認定職業訓練が基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができるものとします。

厚生労働大臣は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者）等に対して、この法律の施行のため必要な報告を求めるとともに、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができるものとします。

報告を行わない場合や立入検査に応じない等の場合は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対し、罰則（6月以下の懲役又は20万円若しくは30万円以下の罰金）を科すこととします。

このような認定職業訓練の認定制度の創設等を行う目的は次のとおりです。

特定求職者が、必要な職業能力を高めるためには、真に特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るために効率的な職業訓練を確保する必要があると認め、その確認手段として厚生労働大臣による当該職業訓練の認定制度を設ける必要があります。また、認定職業訓練を行う者に対し助成を行うに当たっての確認手段としても、認定制度を設けることが必要です。

加えて、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止を図るため、厚生労働大臣が、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対し、認定職業訓練の実施状況や認定職業訓練を受講する特定求職者等の出席状況等の報告を求めると等により、適正な求職者支援制度の運営を確保することが必要です。

※ 「認定職業訓練を行う者等」とは「認定職業訓練を行う者及び行った者」を指し、「特定求職者等」とは「特定求職者及び特定求職者であった者」を指します。

(2) 根拠条文

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

第4条、第15・16条、第20～22条

3. 便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

(1) 期待される便益

【特定求職者への便益】（便益分類：A）

特定求職者が受講する職業訓練について、一定の基準を満たすことが確保されることを通じ、真に必要な職業能力の開発及び向上が図られ、特定求職者の就職が促進され、職業及び生活の安定が実現されます。

【社会への便益】（便益分類：A）

一定の基準を満たすとして認定を受けた認定職業訓練のみを助成の対象とすることで、効率的な助成が可能になります。

また、報告を求めること等により、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止につながり、適正な求職者支援制度の運営を確保することができます。

これらを通じ、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定が実現され、雇用失業情勢の改善につながります。

（2）想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

認定を受けた認定職業訓練を行う者等は、この法律の施行に必要な限度において報告徴収等の対象となり、これらに応じる費用が増加します。また、これらに応じない場合、罰則（6月以下の懲役又は20万円若しくは30万円以下の罰金）が科されることとなります。

【行政費用】（費用分類：C）

認定職業訓練の認定等を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務が発生します。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないと考えられます。

（3）便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

雇用失業情勢が厳しい状況にある中、効果的かつ適正な求職者支援制度の運営を確保することは必要不可欠です。そのためには、特定求職者が受講する職業訓練については、一定の基準を満たすことを確保していかねばならず、さらに、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止を図っていくことが必要です。したがって、本規制の新設により遵守費用等は一定程度発生するものの、本規制は、効果的かつ適正な求職者支援制度の運営を確保するという政策目的を達成するための適切な手段であると考えられます。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案（罰則なし）

厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、厚生労働大臣が策定する職業訓練実施計画に照らして適切なものであること、就職に必要な技能や知識を十分に有していない者の職業能力の開発等を図るために効果的なものであること、その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができるものとします。この認定に係る職業訓練を認定職業訓練といいます。

厚生労働大臣は、認定職業訓練が基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができるものとします。

厚生労働大臣は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対して、この法律の施行のため必要な報告を求めることができるとするとともに、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができるものとします。

報告を行わない場合や立入検査に応じない等の場合は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対し、罰則を科さないこととします。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

① 期待される便益

【特定求職者への便益】（便益分類：A）

特定求職者が受講する職業訓練について、一定の基準を満たすことが確保されます。しかし、立入検査等について罰則による担保がないことから、実効性が低下するおそれがあります。

【社会への便益】（便益分類：A）

一定の基準を満たすとして認定を受けた認定職業訓練のみを助成の対象とすることで、効率的な助成が可能になります。

また、報告を求めること等により、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止につながり、適正な求職者支援制度の運営を確保することができます。

しかし、これらについては、立入検査等について罰則による担保がないことから、実効性が低下するおそれがあります。

② 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

認定を受けた認定職業訓練を行う者等は、この法律の施行に必要な限度において報告徴収等の対象となり、これらに応じる費用が増加するものの、これらに応じない場合、罰則が科されることはありません。

【行政費用】（費用分類：C）

認定職業訓練の認定等を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務が発生します。

報告徴収・立入検査等の業務が増加するとともに、相手方がこれに応じない場合は、応じるよう説得する等の業務負担の増加が想定されます。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないと考えられます。

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

立入検査等について罰則がない代替案では、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止を確保する実効性が低下することから、効果的かつ適正な求職者支援制度の運営を十分に図れないおそれがあり、特定求職者の就職を促進し、職業及び生活の安定を実現するには不十分であると考えられます。

また、代替案は、報告等に応じない場合でも罰則が科されないため、新設する規制案と比較して、認定職業訓練を行う者等の遵守費用は減少するものの、報告等に応じるよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられます。

このため、代替案ではなく、新設する規制案を採用することが、効果的かつ適正な求職者支援制度の運営の確保、特定求職者の就職を促進し、職業及び生活の安定を実現するという政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達しました。

5. 有識者の見解その他関連事項

労働政策審議会建議「求職者支援制度について」（平成23年1月31日）において、認定職業訓練の認定制度の創設等を含む求職者支援制度を創設することとすべきであるとの意見を得ています。

さらに、労働政策審議会答申「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱」（平成 23 年 2 月 1 日）において、認定職業訓練の認定制度の創設等を含む職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱について、おおむね妥当であるとの意見を得ています。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

法案の附則において、政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。